

横浜市立大学医学部看護学科・医学研究科看護学専攻教員昇任内規

(目的)

第1条 この内規は、医学部看護学科・医学研究科看護学専攻から推薦する教授・准教授・講師・助教（以下「教員」という。）への昇任に関し、公立大学法人横浜市立大学教員昇任規程（以下「規程」という。）を適用する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

(教授昇任の博士の学位)

第2条 規程第2条第2項第1号の学位については、博士の学位を必須とする。

(教授昇任の教育経験)

第3条 規程第2条第2項第2号の経験は、大学において5年以上の准教授・助教授・講師の経験を有し、かつ大学院医学系研究科看護学専攻において研究指導が担える者とする。

(教授昇任の研究業績)

第4条 規程第2条第3項第1号の研究の業績は、過去5年以内に、専門分野の査読付き雑誌に筆頭の学術論文が5本以上掲載されたこととする。

(教授昇任の本学への貢献)

第5条 規程第2条第3項第4号の本学への貢献は、第4条の条件を満たし、かつ、学科、大学院の管理・運営等に多大な貢献をした者とする。

(准教授昇任の博士の学位)

第6条 規程第3条第2項第1号の修士の学位については、博士の学位を有する者、または、これと同等の優れた知識及び経験を有する者とする。

(准教授昇任の教育経験)

第7条 規程第3条第2項第2号の経験は、大学において3年以上の講師・助教の経験を有し、かつ大学院医学系研究科看護学専攻の研究指導補助以上の教育が担える者とする。

(准教授昇任の研究業績)

第8条 規程第3条第3項第1号の研究の業績は、過去5年以内に、専門分野の査読付き雑誌に筆頭の学術論文が5本以上掲載されたこととする。

(准教授昇任に関する本学への貢献)

第9条 規程第3条第3項第3号の本学への貢献は、第8条の条件を満たし、かつ、学科、大学院の運営等に多大な貢献をした者とする。

(講師昇任の修士の学位)

第10条 規程第4条第2項第1号の修士の学位は必須とする。

(講師昇任の教育経験)

第11条 規程第4条第2項第2号の経験は、大学において3年以上の助教の経験を有することとする。

(講師昇任の研究業績)

第12条 規程第4条第3項第1号の研究の業績は、過去5年以内に査読付き雑誌に筆頭の学術論文を3本以上掲載されたこととする。

(助教昇任の修士の学位)

第13条 規程第5条第2項第1号の学位は、修士の学位を有することとする。

(助教昇任の専攻分野における知識)

第14条 規程第5条第2項第2号の専攻分野の知識は、専攻分野における知識及び経験（3年以上）を認められる者とする。

(研究業績等の期間に関する特例)

第15条 第4条、第8条及び第12条の研究の業績に係る期間について、当該期間内に公立大学法人横浜市立大学職員就業規則（以下「規則」という。）第19条の休職（ただし、同条第2号は除く）、規則第42条第1項第3号の出産休暇、規則第44条第1項の育児休業又は同条第2項の介護休業がある場合には、第4条、第8条及び第12条に定める期間にかかわらず、当該期間に休職、出産休暇、育児休業又は介護休業それぞれの期間を合計した期間を、当該期間とすることができます。

附 則 この内規は、平成18年1月24日から施行する。

附 則 この内規は、平成18年11月10日から施行する。

附 則 この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この内規は、平成22年12月1日から施行する。

附 則 この内規は、平成23年7月1日から施行する。

附 則 この内規は、令和3年9月1日から施行する。